

令和5年三条地域水道用水供給企業団議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年2月24日（金）午後3時30分開議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 議席の指定
- 第3. 会期の決定
- 第4. 報告
- 第5. 議第1号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について
議第2号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について
議第3号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正
について
議第4号 令和5年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1.

会議録署名議員の指名

日程第2.

議席の指定

日程第3.

会期の決定

日程第4.

報告

日程第5.

議第1号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について

議第2号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について

議第3号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正
について

議第4号 令和5年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

出席議員 15名

1番 白鳥 賢 君	2番 武藤 元美 君	3番 笹川 信子 君
4番 馬場 博文 君	5番 酒井 健 君	6番 藤家 貴之 君
7番 野寄 久雄 君	8番 武石 栄二 君	9番 関 龍雄 君
10番 三沢 嘉男 君	11番 佐藤 俊夫 君	12番 中野 元栄 君
13番 藤田 直一 君	14番 今井 幸代 君	15番 熊倉 正治 君

欠席議員 なし

説明のための出席者

企 業 長	三 条 市 長	滝沢 亮 君
副企業長	加 茂 市 長	藤田 明美 君
副企業長	田 上 町 長	佐野 恒雄 君
参 与	三条市副市長	若山 裕 君
併任職員	三条市建設部長	三巻 正志 君
併任職員	三条市建設部上下水道課長	小山 正幸 君
併任職員	加茂市上下水道課長	佐藤 正直 君
併任職員	田上町地域整備課長	宮嶋 敏明 君
事 務 局	事 務 局 長	小出 和哉 君
"	庶 務 次 長	山井 敦 君
"	工 務 次 長	味田 充弘 君
"	庶 務 会 計 係 長	坂井 貴樹 君

会議事務に従事した事務局職員

計画係長	小柳 寿樹 君
技 師	高橋 空 君

午後 3 時 30 分 開会及び開議

議長（酒井健君）

ただいまから令和5年三条地域水道用水供給企業団議会第1回定例会を開会いたします。
出席全員であります。

議長（酒井健君）

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。
このたび、新たに当企業団議会議員に当選されました議員の仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

議長（酒井健君）

これより本日の会議を開きます。
議事日程を報告いたします。
本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号によって行います。
直ちに議事に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長（酒井健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、
3番 笹川 信子 さん
11番 佐藤 俊夫 さんを指名いたします。

—————* = * = * = * = *————

日程第2. 議席の指定

議長（酒井健君）

日程第2、議席の指定を行います。

このたび、新たに当企業団議会議員に当選されました議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議員の議席番号を事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

このたび当選されました議員の議席番号を朗読いたします。

9番 関 龍雄 さん 以上であります。

議長（酒井健君）

ただいま事務局長が朗読したとおり議員の議席を指定いたしました。

—————* = * = * = * = *————

日程第3. 会期の決定

議長（酒井健君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（酒井健君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（酒井健君）

議員協議会を開催するため、しばらく休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後4時19分 再開

議長（酒井健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————* = * = * = * = *————

日程第4. 報告

議長（酒井健君）

日程第4、報告

監査報告についてであります。監査委員から、令和4年6月分から12月分までの例月出納検査の結果の報告がありましたので、あらかじめその写しをお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

**日程第5. 議第1号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について
議第2号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について
議第3号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正
について**

議第4号 令和5年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

以上4件一括上程

議長（酒井健君）

日程第5、議第1号から議第4号を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

企業長（滝沢亮君）

ただいま、御上程をいただきました、議第1号 三条地域水道用水供給企業団個人情報保護法施行条例の制定について説明申し上げます。

制定の趣旨は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な条項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第2号 三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例の制定について説明申し上げます。

制定の趣旨は、行政不服審査法に規定する事項を処理する機関として、三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第3号 三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例等の一部改正について説明申し上げます。

改正の趣旨は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入などに係る規定の整備を行うため、必要な改正を行うものでございます。

改正する条例は、三条地域水道用水供給企業団職員の定年等に関する条例、三条地域水道用水供給企業団職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例、三条地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、三条地域水道用水供給企業団職員の再任用に関する条例の4本でございます。

改正の主な内容は、1点目として、職員の定年を65歳とし、段階的に引き上げるものでございます。2点目として、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、管理監督職の上限年齢を60歳とし、上限年齢に到達後、最初の4月1日までの間に管理職の職員は管理監督職以外の職に降任するものでございます。3点目として、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、60歳到達後に普通退職した者を65歳までの間、短時間勤務の職での再任用を可能とするものでございます。施行期日は、令和5年4月1日等でございます。

最後に、議第4号 令和5年度三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算について説明を申し上げます。

はじめに、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額における収入は、水道事業収益として12億3,545万8千円、うち、営業収益11億461万1千円、営業外収益1億3,084万7千円であります。また、支出は、水道事業費用として8億5,211万3千円、うち、営業費用7億3,567万9千円、営業外費用1億1,543万4千円、予備費100万円であります。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出の予定額における収入は、資本的収入として16億4,270万円、うち、企業債9億4,990万円、補助金3億4,640万円、出資金3億4,640万円であります。支出は、資本的支出として21億7,034万6千円、うち、建設改良費11億8,395

万7千円、企業債償還金9億8,638万9千円です。

なお、詳細につきましては、先程の議員協議会で説明申し上げたとおりでございますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（酒井健君）

これより質疑を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井健君）

御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を終了いたしました。

議長（酒井健君）

その場でしばらく休憩いたします。

午後4時25分 休憩

午後4時25分 再開

議長（酒井健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終了いたしました。

議長（酒井健君）

これより採決を行います。

議第1号から議第4号について一括採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井健君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

—————*—————*

議長（酒井健君）

以上で、提出事件のすべてを議了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、第1回定例会を閉会いたします。

午後4時26分 閉会

以上、会議の次第を記載し、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

三条地域水道用水供給企業団議会

議 長

署名議員

署名議員